平成３０年度　第１回周南市地域自立支援協議会会議録

１　**場所**　周南市文化会館地下練習室１

２　**日時**　平成３０年７月２６日（木）午後３時から午後４時４０分

３　**出席者**

(1) 委員

村岡秀明（会長）、津永長門（副会長）
徳毛裕之、澤重敏郎、田中紘子、岡崎裕美、藤井俊秀、栗本真志、
南　政彦、浦町　浩、井上　浩、信吉重治、井上敏弘、板村七重

(2) 専門部会長等

相談支援会議議長　小笠原明美
就労部会会長　住出政虎
教育部会会長　手島みゆき

(3) 事務局

福祉医療部長、障害者支援課長　外３名

４　**傍聴者**　なし

５　**内容**

(1) 福祉医療部長あいさつ
(2) 委員及び事務局の自己紹介
(3) 周南市地域自立支援協議会の構成等について
(4) 議事
①相談支援会議・専門部会の本年度の事業計画について
②第３期周南市障害者計画の進捗状況について
③第４期周南市障害福祉計画の進捗状況について
④医療的ケア児に対する支援について
⑤地域生活支援拠点等の整備について
⑥重度訪問介護の支給決定について
(5) その他

６　審議等経過及び結果

相談支援会議・専門部会の本年度の事業計画

◎会　長　本年度の事業計画について説明をお願いする。

※相談支援会議議長及び各部会長から説明（資料 5～8 ページ）

◎会　長　各部会の報告を聞いて質問、意見はないか。

○委　員　相談支援会議から報告のあった家族の困りごとに関連して、障害児の母親が大腸がんの定期検査で入院することになり、市の障害者支援課に相談に行ったところ、親切な対応をとらなかった。結果として、本人が直接事業所に掛け合いショートステイとなった。保護者自らが自分の子供を預かってくれるところを探すというのはおかしい。周南市で生活の安心安全が担保できるシステムづくりをしてほしい。

●事務局　今後はこのようなことが無いよう、相談いただいたら最後まで責任を持って対応ができるようにしたい。

○委　員　この度の豪雨で、熊毛地区の一人住まいの障害者宅が土砂災害に遭い、半年間無料の市営住宅に入っている。延長する場合は申し込んでくれとのことだが、それ以降は家賃がかかる。家賃の免除は延期できるのか。

本人は元の家で暮らしたいと思っている。原状復旧は、障害者など緊急を要する人を優先して進めて欲しいが、それが来年まで続くようであれば、家賃を免除していただきたい。

●事務局　総合支所と連携を図り、今後どうしていくべきかを考えていきたい。委員には引き続き情報提供をお願いしたい。

第 3 期周南市障害者計画の進捗状況について

◎会　長　第 3 期周南市障害者計画の進捗状況について説明をお願いする。

※事務局から説明（資料 9 ページ）

◎会　長　委員から意見や質問があればお願いする。

○委　員　障害者就労施設等からの物品・役務等の調達とあるが、具体的にはどういうものがあるのか。

●事務局　物品では市役所のトイレットペーパーや封筒、事務用具などがある。役務では印刷、草刈り、施設の維持管理委託などがある。

○委　員　就業・生活支援センターの支援を受け就職した障害者数について、就労と認められる基準はどうなっているか。

●事務局　障害者の一般就労というのは、週２０時間以上を指すことが多い【※】。

第４期周南市障害福祉計画の進捗状況について

◎会　長　第４期周南市障害福祉計画の進捗状況について説明をお願いする。

※事務局から説明（資料 10～11 ページ）

◎会　長　委員から意見や質問があればお願いする。

○委　員　計画相談について、きめ細かく相談を受け支援をしていくのであれば、相談支援専門員の人数がどれだけ増えていくかも知っておきたい。市としては、どのように考えているか。

●事務局　相談支援専門員の人数については、今確認はできていないが、現状として１人が抱えている件数が非常に多いことは認識している。今回の報酬改定でも、一月当りの担当件数が定まっており、これを超過すると減算の対象となる。私どももこのあたりは問題だと思っており、相談支援専門員が増えるような方策を考えていきたい。

○委　員　精神障害者の施設から地域への移行ということについて、ここには数値は載っていないが、目標値に対して進んでいるか。

●事務局　地域移行支援、地域定着支援の実績について、平成２７年、２８年と件数が伸びていないのが現状である。第５期計画の中でも、地域生活への移行を促進するということで、施設入所者数については平成２８年度末２２９人から３２年度末は２２４人に、また施設入所者のうち地域生活移行者数を１４人という目標を掲げている。この施策について検討しなければならない。

○委　員　精神障害者の地域への移行は国の重点的な施策となっているが、どのように考えているか。

●事務局　地域生活移行については、第５期計画期間内に協議の場を設置することとしており、地域の社会資源の活用の検討や地域生活支援拠点と関連づけて考えていきたい。

○委　員　精神障害者の地域移行について、宇部市がこの４月から、精神障害者に、一時的にお試しでアパートに入居してもらう事業を始めている。空きアパートが増える中、不動産業者・家主とウィンウィンの関係となっている。精神障害者が自立に向けて地域に馴染む取り組みとして画期的な事業と思っており、周南市でも考えていただきたい。また、地域住民や家主さんなどが、精神障害者への理解を深め、受け入れていただくことも非常に重要だと思っている。

●事務局　参考になる意見である。地域生活支援拠点の整備について、ようやくコアメンバー会議を立ち上げ、このことを協議していている。精神障害のある方が地域の中で生活移行できる方策を、地域生活支援拠点整備の中で考えていきたい。

○委　員　地域生活支援拠点については、地域包括支援センターも趣旨が同じで

あるが、協力して一緒に進めるということになるのか。

●**事務局**　地域包括支援センターは主に６５歳以上の高齢者を対象にとしている相談窓口であるが、障害のある方も高齢化している。当然、地域包括支援センターとも連携が必要となってくるので、そのあたりは考慮していきたい。

医療的ケア児に対する支援について

地域生活支援拠点等の整備について

重度訪問介護の支給決定について

◎**会　長**　医療的ケア児に対する支援について、地域生活支援拠点等の整備について、重度訪問介護の支給決定について、まとめて説明をお願いする。

※事務局から説明（資料 12～14 ページ）

◎**会　長**　委員から意見や質問があればお願いする。

〇**委　員**　重度訪問介護の支給決定について、６５歳以上になり介護保険に移行する障害者への配慮とは。また費用の面ではどうなるのか。

●**事務局**　例外として、障害特性によって介護保険サービスだけでは支給量が足りない場合､総合支援法に基づくサービスを受けることが可能である｡また、障害福祉サービスにしかないサービスで、介護保険に移っても介護保険に代替えできるようなサービスがない場合、障害福祉サービスの給付について判断することになる。

費用面については、障害福祉サービスは、障害福祉サービスでの考え方になり、介護保険サービスは、介護保険の考え方になる。介護保険であれば原則１割負担、所得が多い人は２割負担となる。

〇**委　員**　障害福祉サービスを使っていた低所得者が介護保険に移行し、介護保険にもそのサービスがあるが、１割負担が厳しくサービスが使えない事例があったが、その場合はどうなるのか。

●**事務局**　平成３０年度から、一定要件を満たす人については、介護保険の自己負担について高額障害福祉サービスの制度が設けられた。支給が可能となったときは、皆様にお知らせすることになる。

〇**委　員**　例えば、サービス等利用計画だと週３日の家事援助が、介護保険では週２日しかない場合が出てくると思う。厚生労働省が出した文書には、市町村が対応するなら１日分は従来の制度が使えるとある。県に聞くと、あくまで市町村判断によると言われた。周南市の場合は、厚生労働省のいう従来の制度が使えるようになっているか。

●**事務局**　介護保険サービスに障害福祉サービスの上乗せという実績はないが、現在、重度訪問介護を長時間使って、間もなく６５歳になる方がいる。介護保険サービスだけでは足りないと考えているが、実際、どこまで必要で、公

費でどこまで上乗せして支給すべきかを、この協議の中で検討していきたい。

その他

◎会　長　その他で、委員からご意見ご報告等あったらお願いしたい。

○委　員　山口県と人口が同程度の県の民間のジョブコーチについて調べてみると、山口県が遅れていることが分かった。障害者職業センターに話すと、ジョブコーチを増やしたいので機会があれば、説明に行かせてほしいとの意向だった。次回の協議会で、ジョブコーチについて障害者職業センターの話を聞くことを提案したいが、皆さんの意向と伺いたい。

◎会　長　提案があったが、皆さんいかがか。

●事務局　就労定着支援などのサービスを今から進めて行こうという状況の中、就労定着支援とジョブコーチとを相まってやるかについては、まだ検討が必要と思うが、皆様方で、検討材料として聞いてみたいということであれば、聞いていただいていいのではないか。

○委　員　ジョブコーチ支援と就労定着支援の違いを曖昧にして話しを進めないほうがいいのであれば、ジョブコーチの話を聞いたほうが、市が考えている就労定着支援との違いが分かっていいのではないか。

◎会　長　話を聞いた方がいいという意見だが、ほかに意見はないか。それでは次回、その方向で検討いただければと思う。

◎会　長　その他に何かありませんか。

〔委員から発言なし〕

◎会　長　事務局から何かありませんか。

●事務局　ありません。

◎会　長　以上で協議会を閉会します。

【※】障害者雇用率制度上、民間企業の障害者枠での雇用は、週２０時間以上を指し、就業・生活支援センターの支援を受け就職した人のほとんどが週２０時間以上の勤務をしている。